

**令和5年度 滋賀地方最低賃金審議会
第2回滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会
議事録**

開催日時	令和5年10月11日(水) 9時22分～11時42分
開催場所	大津労働基準監督署 会議室
出席状況	公益代表委員 出席3人 (定数3人) 労働者代表委員 出席3人 (定数3人) 使用者代表委員 出席3人 (定数3人) 事務局 4人
出席者	公益代表委員 片山 聡 平井建志 松田有加 労働者代表委員 榎並典朗 庄野英夫 西川伸吾 使用者代表委員 川口剛史 西田保夫 水野 透 事務局 中井労働基準部長、口賃金室長、 辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官
主要議題	・滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事録	別紙のとおり

○事務局（室長）

それでは、ただ今から、「令和5年度 第2回 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会」を開催します。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の委員の出席状況について、報告します。

公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計9名全員のご出席です。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていただいたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することとなります。

よって、同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、平井部会長にお願いします。

○部会長

みなさん、おはようございます。

本日、第2回目の専門部会となりますので、全会一致で結審いただけますよう、皆様、ご協力、よろしくお願い申し上げます。

本日は、事務局から資料説明等をしていただいた後、前回に続き、個別協議を

進めて行きたいと思います。

それでは、事務局は、資料の説明をお願いいたします。

○事務局（指導官）

それでは、本日の資料についてご説明させていただきます。

資料 No. 1 は、令和 5 年度 特定（産業別）最低賃金結審状況（一般機械器具製造業関係）となっております。

昨日 10 月 10 日現在におきまして、静岡、大阪、兵庫、島根、香川の 5 局で結審しているという状況となっております。

資料につきましては、以上でございます。

○部会長

ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

○各委員

（質問、意見等上がらず）

○部会長

特にないようですので、議題の「滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

それでは、前回に引き続きまして、労・使に分かれて、個別協議を行います。

まず、労働者側から協議を行います。検討の時間は、どのくらい必要でしょうか。

○労働側委員

15 分お願いします。

○部会長

それでは、9時40分から労働者側との個別協議を始めます。

控え室について、事務局から説明してください。

○事務局（室長）

個別協議に当たりまして、労働者側は4Fの雇用均等室調停室を、使用者側は5Fの労働基準部長室を用意しております。

辰巳指導官が労働者側代表委員を、浜口監督官が使用者側代表委員をご案内いたします。

○部会長

では、ここから休会といたします。

委員の皆様、控室にご移動をお願いします。

【専門部会休会】

〔 労 使 各 側 に 分 か れ て の 個 別 協 議 〕

【専門部会再開】

それでは、専門部会を再開いたします。

本日の使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側としては、「一般機械の滋賀県内企業の景況感が良い状況を示しているし、見通しも明るい。また、他府県の結審状況を踏まえても、滋賀が他府県と比較して状況的に悪いということは考えられない。」というところを主張されました。

使用者側としましては、「一般機械の中でも分野別とか企業別に、それぞれの状況で苦しいところも多分に見られる。増収でも価格転嫁が困難な状況にあり、材料費高騰でなかなか利益が上がらないという状況が特に中小企業で見られる。」と

いうところを主張されました。

本日は、金額の合意には至りませんでした。

次回は、第3回専門部会となります。第3回ということですので、全会一致による金額決定を目指して、労・使ともご協力をよろしくお願いいたします。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、よろしく申し上げます。

その他、各委員から何かありましたらお願いいたします。

○全委員

〔発言等なし〕

○部会長

よろしいでしょうか。

最後に事務局から何かございますか。

○事務局（室長）

最終の第3回の専門部会は、10月23日（月）午前9時30分から、場所が変わりまして、この庁舎6階の滋賀労働局共用会議室で開催します。お忙しいところ申し訳ございませんが、ご出席、よろしくお願いいたします。

○部会長

次回は最後の専門部会ですので、全会一致に向けた歩み寄りをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

これで、「第2回 一般機械器具製造業最低賃金専門部会」を終了いたします。

お疲れ様でした。